磐田市告示第３７９号

磐田市中小企業ライフライン強靭化支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２２日

磐田市長　　草　地　博　昭

磐田市中小企業ライフライン強靭化支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、物価高騰の影響を受ける中小企業者等の光熱水費等の固定費負担の軽減を図るとともに、災害時等における地域防災力の向上を図るため、中小企業者等のライフラインの強靭化に資する設備を整備する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成１７年磐田市規則第２８号）及びこの告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人をいう。

⑵　災害時等　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害の発生時及び気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第１９条第１項に規定する熱中症特別警戒情報の発表がされた場合をいう。

⑶　事業所等　中小企業者等が営む事業所、事務所、店舗及び施設をいう。

⑷　補助事業　市内で実施される事業で、次に掲げる事業をいう。

ア　既存の事業用設備を省エネルギー効果の高い設備へ更新する事業

イ　自家消費型の再生可能エネルギー設備、蓄電池若しくはその両方を導入又は更新する事業

ウ　事業活動に必要な水資源の確保及び有効活用に資する設備を導入する事業

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に事業所等又は生産地を有する中小企業者等

⑵　市税を滞納していない者

⑶　次のいずれにも該当しない者

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に定める風俗営業を行う事業主

イ　宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業主

エ　その他市長が不適当と認めるもの

⑷　災害時等において、事業活動に支障のない範囲で、本補助金を活用して整備した設備の特性に応じ、地域防災への協力を行うことに同意する者

（対象期間）

第４条　補助事業の対象期間は、令和８年４月１日から令和９年２月２８日までとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業による設備の整備に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

⑴　設計費

⑵　設備費

⑶　工事費

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

２　前項の経費について、国その他の団体から同種の補助金を受けた、又は受ける見込みのあるものは、補助の対象としない。

（補助金の交付額等）

第６条　補助金の交付額は、前条に規定する経費の２分の１以内とし、２００万円を限度とする。ただし、その額に、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、１中小企業者等につき１回限りとする。

（交付申請）

第７条　交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

⑴　提出書類

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）及びその根拠となる資料

ウ　法人事業概況説明書（ただし、個人の場合は確定申告書）

エ　補助対象経費の仕様を確認できる書類の写し

オ　その他市長が必要とする書類

⑵　提出期限　別に定める日まで

２　前項の規定にかかわらず、令和８年４月１日からこの告示の公示の日までの間に完了している補助事業における交付申請を行うときは、同項第１号に掲げる提出書類（イを除く。）に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

⑴　事業実績報告書（様式第２号）及びその根拠となる書類

⑵　事業の実施経過が確認できる書類及び写真

⑶　次条第８号に規定する地域防災への協力に必要な登録、指定その他の手続を行ったことが確認できる書類

（交付条件）

第８条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア　補助事業の内容の変更をしようとするとき。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

⑵　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

⑶　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

⑷　市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

⑸　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

⑹　補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後５年間保管しなければならない。

⑺　補助金の交付を受けた年度終了後の５年間、市長の求めがあったときは、各年度における補助事業の成果等を報告し、又は意見聴取等に協力しなければならない。

⑻　対象設備について、市長が定める地域防災への協力に必要な手続を補助事業の完了までに行うこと。

⑼　前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守するものとする。

（交付決定の通知）

第９条　市長は、第７条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、交付額決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（変更の承認申請）

第１１条　補助事業の変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　変更承認申請書（様式第５号）

⑵　変更事業計画書（様式第２号）及びその根拠となる書類

（変更決定の通知）

第１２条　市長は、補助事業の変更を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（完了報告）

第１３条　完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

⑴　提出書類

ア　完了報告書（様式第７号）

イ　事業実績報告書（様式第２号）及びその根拠となる書類

ウ　事業の実施経過が確認できる書類及び写真

エ　第８条第８号に規定する地域防災への協力に必要な登録、指定その他の手続を行ったことが確認できる書類

⑵　提出期限　事業完了の日から起算して７日を経過した日又は令和９年３月５日のい

ずれか早い日まで

（交付確定の通知）

第１４条　補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第８号）によるものとする。

（交付申請の特例）

第１５条　第７条第２項に規定する交付申請については、第１１条から前条までの規定は、適用しない。

（補助金の交付）

第１６条　補助金の交付は、申請者が指定した口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第１７条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑷　前３号に掲げたもののほか、この告示に違反したとき。

（交付決定の取消しの通知）

第１８条　補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第９号）によるものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第１９条　補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

⑴　交付の申請に係る消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

⑵　実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

事業実績報告書（様式第２号）（以下「実績報告書」という。）を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して提出するものとする。

⑶　消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第１号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第１０号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（電磁的記録）

第２０条　申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

（その他）

第２１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（有効期限）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第７条関係）

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の交付申請書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり交付を申請します。なお、申請にあたって以下の事項に同意します。

- 市税の納付状況について市が確認すること。
- 申請内容について、市が必要に応じて国、静岡県その他の団体へ情報の提供又は照会をすること。
- 災害時等において、事業活動に支障のない範囲で、本補助金を活用して整備した設備の特性に応じ、地域防災への協力を行うこと。

記

１　申請企業等の情報
　法人名又は個人事業主名
　資本金又は出資額の総額
　常時使用する従業員数

２　市内事業所等の情報
　事業所等名称
　住所又は所在地

３　申請区分　　事前申請　・　事後申請

４　補助金交付申請金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

５　補助事業完了（予定）日

６　振込先口座　※　第７条第２項に規定する交付申請の場合のみ記入

金融機関名	銀　行 信用金庫 農業協同組合		本　店 支　店						
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

様式第２号（第７条、第１１条、第１３条、第１９条関係）

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の事業計画書(変更事業計画書､事業実績報告書)

１　補助対象経費及び実施内容、補助申請金額

区　　分	補助対象経費 （消費税を除く）	実施内容
	円	
合　計	円	
補助金交付申請金額 ※　合計欄の１／２（１，０００円未満切捨て） ※　上限２００万円	円	

２　事業実施期間

開始(予定)年月日		完了(予定)年月日	

３　地域防災力向上に向けた取組

対象	具体的な取組内容

様式第３号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

申請者（氏名又は名称）　　様

磐田市長　　印

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の交付額決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金　　円

条　件

１　補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

２　補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

３　補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。

４　補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

５　事業完了の日から起算して７日を経過した日又は令和９年３月５日のいずれか早い日までに補助事業の完了報告書を市長に提出すること。

６　磐田市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第４号（第１０条関係）

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の交付申請取下書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

１　交付申請の取下げ理由

２　取下げをする交付申請に係る補助対象費用及び補助金額

様式第５号（第１１条関係）

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の変更承認申請書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり事業の変更を申請します。

記

１　事業の計画変更の理由

２　計画変更の内容

様式第６号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

申請者（氏名又は名称）　　様

磐田市長　　印

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の交付額変更決定通知書

年　　月　　日付けで変更承認申請のあった中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり事業の変更を承認したので通知します。

記

１　変更に係る補助事業の内容は、　　年　　月　　日付け変更承認申請書記載のとおりとする。

２　変更に係る補助金の額は、次のとおりとする。

前回までの交付決定額	円
今回変更増減額	円
変更交付決定額	円

様式第７号（第１３条関係）

中小企業ライフライン強靭化支援事業の完了報告書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた中小企業ライフライン強靭化支援事業について、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

１　完了の年月日

２　事業の内容

３　収支の状況及び補助事業により生ずる収入金

４　補助金の交付申請書と相違した場合はその理由

５　交付決定を受けた額

６　振込先口座

金融機関名	銀　行 信用金庫 農業協同組合		本　店 支　店						
口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

７　その他

様式第８号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

申請者（氏名又は名称）　　様

磐田市長　　印

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の確定通知書

年　　月　　日付けで完了報告のあった中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

金　　円

様式第９号（第１８条関係）

第　　号
年　　月　　日

申請者（氏名又は名称）　　様

磐田市長　　印

中小企業ライフライン強靭化支援補助金の交付額決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定をした中小企業ライフライン強靭化支援補助金について、下記のとおり全部（一部）を取り消したので通知します。

記

１　交付決定の取消額

⑴　交付決定額　　円

⑵　今回取消額　　円

⑶　更正決定額　　円

２　取消しをする理由

様式第１０号（第１９条関係）

仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、中小企業ライフライン強靭化支援補助金交付要綱第１９条第３号に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額

金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）

金　　円

（注）参考となる資料を添付